第九百八十九条を次のように改める。

（材料）

第九百六十九条　酒精度浮ひょうの材料は、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。

第九百七十条を次のように改める。

（性能）

第九百七十条　酒精度浮ひょうの性能は、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。

第九百七十一条から第九百七十五条までを次のように改める。

第九百七十一条から第九百七十五条まで　削除

第九百七十六条を次のように改める。

（個々に定める性能）

第九百七十六条　法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって、同条第二項の経済産業省令で定めるものは、酒精度浮ひょうについては、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。

第九百七十七条を次のように改める。

（検定公差）

第九百七十七条　酒精度浮ひょうの検定公差は、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。

第九百七十八条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第九百七十八条　酒精度浮ひょうの構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。

第九百七十九条から第九百八十二条までを次のように改める。

第九百七十九条から第九百八十二条まで　削除

第九百八十三条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第九百八十三条　酒精度浮ひょうの器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。

第九百八十四条及び第九百八十五条を次のように改める。

第九百八十四条及び第九百八十五条　削除

第九百八十六条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第九百八十六条　酒精度浮ひょうの性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。

第九百八十七条を次のように改める。

（使用公差）

第九百八十七条　酒精度浮ひょうの使用公差は、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。

第九百八十八条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第九百八十八条　酒精度浮ひょうの性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。

第九百八十九条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第九百八十九条　酒精度浮ひょうの器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）による。

第九百九十条を次のように改める。

第九百九十条　削除

第九百九十五条の見出しを「（構造）」に改め、同条中「から第九百七十五条まで」を削り、「この場合において、第九百七十二条中「〇・二体積百分率及び〇・五体積百分率」とあるのは「〇・二体積百分率」と読み替えるものとする。」を「ただし、目量は、〇・一体積百分率及び〇・二体積百分率のものでなければならない。」に改める。

第九百九十七条の見出しを「（比較検査公差）」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　第九百七十七条の規定は、酒精度浮ひょうについての比較検査公差に準用する。

第九百九十八条を次のように改める。

第九百九十八条　削除

第九百九十九条の見出しを「（比較検査の方法）」に改め、同条中「第九百七十九条、第九百八十四条及び第九百八十五条」を「日本工業規格Ｂ七五四八（二〇〇九）の七・二及び九・三（ａを除く。）」に改める。

様式第二十五を次のように改める。

様式第25（第993条関係）

比　較　検　査　成　績　書

第　号

種類　　酒精度浮ひょう

型式又は能力

製造番号

(1)器差

検査をする目盛線	器差

(2)その他

年　月　日

独立行政法人産業技術総合研究所　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。ただし、第二百八十五条から第三百二条までの改正規定は、公布の日から、第九百六十八条から第九百九十五条、第九百九十七条から第九百九十九条まで及び様式第二十五の改正規定は、平成二十四年三月一日から施行する。

（積算熱量計の型式の承認の基準に係る特例）

第二条　この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされた積算熱量計の型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（現行型式積算熱量計の基準適合義務に係る特例）

第三条　この省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式に属する積算熱量計（以下「現行型式積算熱量計」という。）についての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるもの及び同条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差の規定の適用については、平成二十九年八月三十一日までは、なお従前の例による。

（現行型式積算熱量計の検定の方法等に係る特例）

第四条　現行型式積算熱量計であって平成二十九年八月三十一日までに検定の申請がされたものについての法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差及び同条第三項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、なお従前の例による。